

対策区分	4.木の薫る空間づくり	市町名	津市
------	-------------	-----	----

番号	区分	事業名
6	基本・特別	木材利用促進事業
事業費 1,200,000円(うち交付金:1,200,000円)		

1. 事業の目的
 住宅や公共施設の木造・木質化を図り、それをきっかけにして、木造・木質化による癒し効果の普及啓発を図る。地域産材を利用することで、津市林業への理解を深める。

2. 事業の内容
 木造住宅等の主要部材を一定以上利用した公共的施設や個人住宅を対象に補助金を交付した。主要部材に津市産材を個人住宅で12立方メートル以上、公共的施設で20立方メートルまたは60%以上使用していることを補助の条件とした。公共的施設は500,000円、住宅は300,000円を一律補助することとした。
【事業実施主体】: 津市
【事業費】: 1,200千円
【事業の規模(事業量)】: 住宅4戸(住民12名)
【事業実施期間】: 平成26年4月15日から平成27年1月27日

3. 事業の実績と効果
 新築戸数 4戸(公共的施設の申請は無かった。)
 木材使用量(県産材) 77.43 m³ (69.11m³)

4. 事業の評価と今後の取組方向

【事業の評価】

評価の視点	コメント
有効性	改めて木造建築の素晴らしさや木のぬくもりを感じることで木材の利用促進に資することができた。
効率性	木材の利用の促進により効率的に事業を実施ができた。
公益性(波及度)	木造建築による、津市産材の使用量の増加が期待できる。

【今後の取組方向】
 次年度以降も、木造・木質化に取組み地域産材の利用拡大に取組む。

5. 写真



棟上げの状況 (H26.9.11撮影)



棟上げの状況 (H26.10.2撮影)



内部の主要部材の様子 (H26.11.14撮影)

6. その他特記事項
 ホームページ上に各戸の状況写真等を掲載し「みえ森と緑の県民税」を活用したことを周知。現場では「みえ森と緑の状況県民税」を活用した旨を表記したのぼり旗を設置した。

対策区分	4. 木の薫る空間づくり	市町名	熊野市
------	--------------	-----	-----

番号	区分	事業名
2	基本・特別	木造住宅建設促進対策事業
事業費		7,921,000円(うち交付金:6,121,000円)

1. 事業の目的
 木づかいを通じて森林を支えるため、熊野材と市民との関係を深め、木造住宅での熊野材の利用を促進し、木の薫る空間づくりを図る。

2. 事業の内容
 熊野材を使用した床面積100m²以上の住宅で、モデルハウスとして提供することに同意した場合に、施主を支援することとした。モデルハウスの見学会は、2日(土日を必ず含む)以上とし、地域の新聞を通じて見学者を募集した。
 【事業実施主体】住宅建設者
 【事業費】7,921千円
 【事業の規模(事業量)】住宅数12件、熊野材使用量:148.3m³
 モデルハウスの見学者数:120人
 【補助率等】50万円相当の地域商品券
 【事業実施時期】平成26年4月～平成27年3月

3. 事業の実績と効果
 支援した住宅数:12件、熊野材使用量:148.3m³
 モデルハウスの見学者数:120人

4. 事業の評価と今後の取組方向

【事業の評価】

評価の視点	コメント
有効性	モデルハウスの見学者からは、熊野の家は良いとの声が寄せられている。また、見学者の中には、熊野材を利用し住宅を建設しようとする者が現れている。
効率性	支援住宅をモデルハウスとすることで、展示効果を効率よく発揮できた。
公益性(波及度)	支援の利用者は12人であり、熊野材の使用量は148.3m ³ であった。

【今後の取組方向】
 住宅建設者や見学者から高評価を得たことから、次年度以降も木造住宅の建設促進に取り組んでいく。



6. その他特記事項
 住宅建設者や見学者から高評価を得たことから、次年度以降も木造住宅の建設促進に取り組んでいくこととしており、その際には、支援等の財源として「みえ森と緑の県民税」を活用していることを周知していくこととしている。

対策区分	4.木の薫る空間づくり	市町名	津市
------	-------------	-----	----

番号	区分	事業名
4	基本・特別	木質バイオマス利用促進事業
事業費		1,887,660円(うち交付金:1,695,000円)

1. 事業の目的

間伐等で発生する林地残材等について、再生可能エネルギーである木質バイオマスエネルギー利用を図るため、採算の合いにくい林地からの搬出・運搬に関し、運搬経費の一部を支援することで、森林所有者・林業事業者への意識啓発、取組拡大、利用量の増加を図る。また、林地残材の減少を図り河川等に流出しない森林づくりにもつなげる。

2. 事業の内容

バイオマス発電に供することを目的に、流域単位で一定量の間伐材や端材等の山林からの搬出・運搬に際し、市場等木質バイオマス利用施設への運搬経費について、1m³当り1,200円以内を補助した。

【事業実施主体】: 認定林業事業者

【事業費】: 1,888千円

【事業の規模(事業量)】: V=1,573.05m³

【事業実施期間】: 平成26年4月1日から平成27年3月27日

3. 事業の実績と効果

運搬した木質バイオマスの量: 1,572.7m³(津市美杉・白山町から松阪市まで)

4. 事業の評価と今後の取組方向

【事業の評価】

評価の視点	コメント
有効性	林地残材の有効利用が図れ、エネルギー利用が促進された。また、林地残材の減少が図られ河川等への流出を減少させた森林づくりが図れた。
効率性	処理に困っている林地残材を効率よく利用できた。
公益性(波及度)	森林の多面的機能の向上が見込まれ、林地残材の減少により河川等への流出量の減少が図れる。

【今後の取組方向】

次年度以降も、木質バイオマスエネルギー利用促進に向けて取組んで行く。

5. 写真



運搬後の様子 (H26.1.6 撮影)



山土場集積の状況 (H26.2.6 撮影)



山土場集積の状況 (H26.3.5 撮影)

6. その他特記事項

平成26年4月3日の市長定例記者会見に於いて、報道関係者に対し補助制度の創設について市民へ発信。
現場では、山土場にて、のぼり旗により「みえ森と緑の県民税」を活用したことを周知した。

対策区分	4. 木の薫る空間づくり	市町名	名張市
------	--------------	-----	-----

番号	区分	事業名
4	基本・特別	木質バイオマス等利用促進事業 (未利用間伐材バイオマス利用推進事業)
事業費		111,150円(うち交付金: 111,150円)

1. 事業の目的
 森林所有者による未利用林地間伐材の利用を推進することにより、木質バイオマス資源の活用を図ると共に、森林の水土保全機能の回復に役立ちます。
 間伐材の搬出困難等で森林内にある未利用間伐材を名張市内の森林から搬出及び運搬する経費の支援を助成することで搬出を促進し、木質バイオマス燃料として活用するとともに、森林の持つ多面的機能の向上を図る。

2. 事業の内容 平成26年度～平成30年度
 木質バイオマスの促進を図るため、未利用間伐材を名張市内の山林からバイオマス燃料買取実施場所まで搬出及び運搬に要する経費の支援を助成する。
 【事業実施主体】バイオマス燃料の買取を実施するもので、原木及び間伐材の仕分け、選別及び計量を行える設備及び土場を備えている木材市場を名張市又は伊賀市の区域内に有するもの
 【事業費】111,150円
 【事業の規模(事業量)】44.46トン
 【補助率等】定額助成(2,500円/トン)
 【事業実施時期】平成27年1月20日～平成27年3月31日


3. 事業の実績と効果
 【事業の規模(事業量)】44.46トン
 【事業の受益者数】補助事業実施者数 5人

4. 事業の評価と今後の取組方向
 【事業の評価】

評価の視点	コメント
有効性	事業の実施によって林地残材の除去等が進み、森林環境が向上した。
効率性	未利用間伐材の搬出経費の一部を助成することで、搬出の意欲を高め、森林環境の整備に貢献した。
公益性(波及度)	林地残材の除去等により、森林環境が向上したことから、近隣住民約150名の受益があった。

【今後の取組方向】
 水土保全機能の回復、未利用残材の処理を推進することにより災害時の林地残材の流失防止に繋がるため、継続して事業を実施する。

5. 写真



未利用間伐材のチップ化現場写真

6. その他特記事項
 「広報なばり」平成27年1月3週号に記事を掲載。
 地域の山林所有者に対して説明会を開催し、周知を図った。

2015年(平成27年)1月18日

困るなびり

バイオマス発電の原料として 未利用間伐材の買い取りを開始

日時 1月20日(火)以降の
平日午前9時～午後4時30分
場所 マルタピア土場(伊賀市北山1560)
対象 名張市・伊賀市で伐採した間伐材
※買取時には伐採届(写)、自主行動規範、
間伐材証明の提出が必要
買取価格 3,500円/トン ※名張市内で伐採
したものに限り、市は搬出補助を買取価格
に加算します(上限2,500円/トン)。
買取事業者 マルタピア協業組合(☎52-3131)
農林資源室 ☎63-7625

平和を、仕事にする。 予備自衛官補(一般・技能)募集

試験日 4月10日(金)～14日(火)のうちの指定日
応募資格 ▼一般…18歳以上34歳未満、
▼技能…18歳以上で国家免許資格などを有
する人(資格により53～55歳未満)
応募期限 3月24日(火)(必着)
場所 陸上自衛隊久居駐屯地(津市久居新町)
◎応募資格年齢の起算日は募集種目で異なりま
す。詳しくは、問い合わせ先へ

自衛隊伊賀地域事務所 ☎21-6720

アドバンスコープ ADSホール 催物

■ **ステージコンサートVol.21**
～阿部磨ホルンの響き～ (50席限定)
日時 2月5日(日) 午後7時～8時
入場料 一般…2,000円 高校生以下…300円
アドバンスコープADSホール ☎64-3478
■ **歌仲間夢の歌謡まつり** ◎入場無料
日時 2月15日(日)
午前9時40分～午後5時30分
野々口 ☎64-7784
■ **第14回 大人たちのdoki dokiコンサート**
日時 2月22日(日) 午後1時～5時
◎入場無料
アドバンスコープADSホール ☎64-3478

保健センター(朝日町)での 親子すくすく行事

健康支援室 ☎63-6970

1歳6か月児健診 ● 25年7月生 ● 2月3日(日)・10日(日) ● 25年8月生 ● 3月3日(日)・10日(日)	3歳6か月児健診 ● 23年8月生 ● 2月17日(日)・24日(日) ● 23年9月生 ● 3月17日(日)・24日(日)
--	--

生後5か月～8か月ごろの離乳食教室
2月4日(日) 午後2時～3時30分 ※要予約
★ 乳幼児健康相談(同日 午前9時30分～11時受付)
安心育児・おっぱい教室
2月6日(日)・20日(日) 午前10時～
13日(日)・27日(日) 午後1時30分～

「パソコン教室 Word基礎 講座」受講者募集

日時 2月15日・22日、3月15日・22日・29日
午前9時～正午 ※全て日曜日。全5回
場所 武道交流館いきいき(蔵持町里)
対象 中学生以上で文字入力ができる人
定員 20人 ※先着順
参加費 7,000円(テキスト代2,000円含む)
持ち物 ノートパソコン(Word2007以降の
バージョンが入っているもの)
主催 名張市母子寡婦福祉会
申込 1月21日(火)から30日(金)までに、電話で問
い合わせ先へ ※受講者が少ない場合は中止
子ども家庭室 ☎63-7594

身近なトラブルでお困りの皆さんへ 民事調停で円満な解決を!

身近なトラブルが発生した場合、それを解決
するためには、さまざまな手続きがあります。
裁判所には、裁判のほかに、裁判官や調停
委員の立会いのもと、話し合いによって、ト
ラブルを円満に解決する「民事調停」という
手続きがあります。
民事調停の利点 ▼裁判官や調停委員が関与し、
実情に即した解決を図ることができます。
▼訴訟に比べ、手続きが簡単で費用も低額です。
▼手続きが非公開なので秘密が守られます。
▼合意を記載した調書は、確定判決と同様の
効力があり、執行力があります。

津簡易裁判所調停係 ☎059-226-4614

「災害時要援護者支援制度」 積極的な登録をお願いします

市では、災害時に自力
避難が困難と思われる人
について、本人の同意を
得た上で、災害時要援護
者として登録(名簿の作
成)を行っています。



名簿は地域づくり組織に提供し、災害時の
安否確認や避難誘導の助け合いなどの支援体
制の整備に活用いただきます。
積極的な登録をお願いします。

対象 ▼身体障害者手帳(肢体1・2級、視覚1・
2級、聴覚2級)をお持ちの人
▼精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの人
▼知的障害者で療育手帳Aをお持ちの人
▼介護が必要な要介護認定3～5の人
▼70歳以上の高齢者のみの世帯

ただし、長期入所・入院している人を除く
◎上記対象者以外で、災害時に支援が必要と
思われる人も登録できます。お問い合わせせ
ください。

登録方法 対象者には、2月に災害時要援護者登
録申請書(兼個人情報提供の同意書)を送付
しますので、これを市へ提出してください。
※登録申請書は、今年新たに対象となった人
と昨年度までに登録の意思表示をしていない人
へ送付します。一度登録されますと、名張市
民である限り有効です。

健康福祉政策室 ☎63-7579
危機管理室 ☎63-7271

年金 通信

国民年金や厚生年金の老齢年金などを 受給されている皆さんへ

■「平成26年分 公的年金等の源泉徴収票」が送付されます

国民年金・厚生年金の「老齢年金」など、老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象になっています。

そのため、日本年金機構は、年金を支払う際に所得税の源泉徴収を行い、老齢年金などの受給者全員に「公的年金等の源泉徴収票」を作成しています。お手元には1月下旬ごろに届く予定です。2つ以上の年金を受けている人や、年金のほかに給与所得などがある人は確定申告の際、源泉徴収票の添付が必要になりますので、大切に保管してください。

なお、障害年金や遺族年金については課税対象とならないので源泉徴収票は送付されません。

■確定申告の際には控除証明書を忘れずに

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市民税などの社会保険料控除の対象となります。

このため、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(はがき)」が、日本年金機構本部から昨年11月上旬に送付されています。確定申告の際には、必ずこの証明書や領収書などを添付してください(昨年10月1日から12月31日までに、はじめて保険料の納付があった人は、2月上旬に控除証明書を発送)。確定申告を提出するまでに、この証明書が届かないときは、津年金事務所(☎059-228-9188)へ(お問い合わせには、基礎年金番号が必要です)。

▼源泉徴収票のお問い合わせ ☎0570-05-1165 (IP電話などの人は☎03-6700-1165)

▼控除証明書のお問い合わせ ☎0570-058-555 (IP電話などの人は☎03-6700-1144)

※控除証明書のお問い合わせは3月16日(日)までとなります。

年金相談 **日時** 2月10日(日)・24日(日) 午前10時～午後3時(受付は午後2時45分まで)
場所 産業振興センターアスパ(南町) **保険年金室** ☎63-7445

一緒に第九を歌いませんか「無料体験会」を開催 日時 1月31日(日) 午後7時30分
詳しくは、問い合わせ先へ **名簿第九を歌う会(中野)** ☎63-4783 **場所** 名張公民館

読者の声

12・4号掲載「ふるさと納税」について
1・1号掲載「わが家のお雑煮」について

▼お正月に兄が帰省してくるのでふるさと納税のことを教えてあげようと思いました。
▼地域によってさまざまなお雑煮。今年は新たな発見から一年が始まりました。

名張市の林業関係事業について

①間伐推進事業について

補助内容：十分な手入れが行われていない森林において間伐を行う場合、間伐した本数に応じて補助を行う。

対象森林：名張市内にあるスギまたはヒノキの人工林で、1か所あたり0.1ha以上の森林

対象事業者：名張市内にある対象森林を所有する者

補助金額：間伐1本あたり200円

②みえ森と緑の県民税市町交付金を用いた補助事業について

・未利用間伐材バイオマス利用推進事業

補助内容：用材とせず森林内に留置される間伐材をバイオマス燃料として活用する場合に限り、その搬出経費を補助する。

対象森林：名張市内にあるスギまたはヒノキの人工林

補助対象者：名張市内にある対象森林を所有する者
対象森林の所有者から委任を受けた者

補助金額：未利用間伐材1トンあたり2,500円

※平成27年1月20日から開始されるマルタピアでの未利用間伐材の買取時に、搬入していただいた実績に応じて、搬出経費を上乗せした金額を支払います。

・災害に強い森育成事業

補助内容：溪流沿いの森林において、強間伐及びその後の天然更新又は広葉樹の植栽による針広混交林化を進める活動を補助する。

対象森林：名張市内にあるスギまたはヒノキの人工林で、500m以内で溪流に隣接し、かつ溪流に向かって傾斜している森林(図1)

補助対象者：名張市内にある対象森林を所有する者
対象森林の所有者から委任を受けた者

予定補助金額：間伐 1本あたり 200円
広葉樹苗木 1本あたり 100円
苗木保護設備(ツリーシェルター等) 1個あたり最大 600円

「間伐推進事業」及び「災害に強い森育成事業」で発生した間伐材は、
「未利用間伐材バイオマス利用推進事業」において、バイオマス燃料
に利用する場合の搬出補助の対象となります。

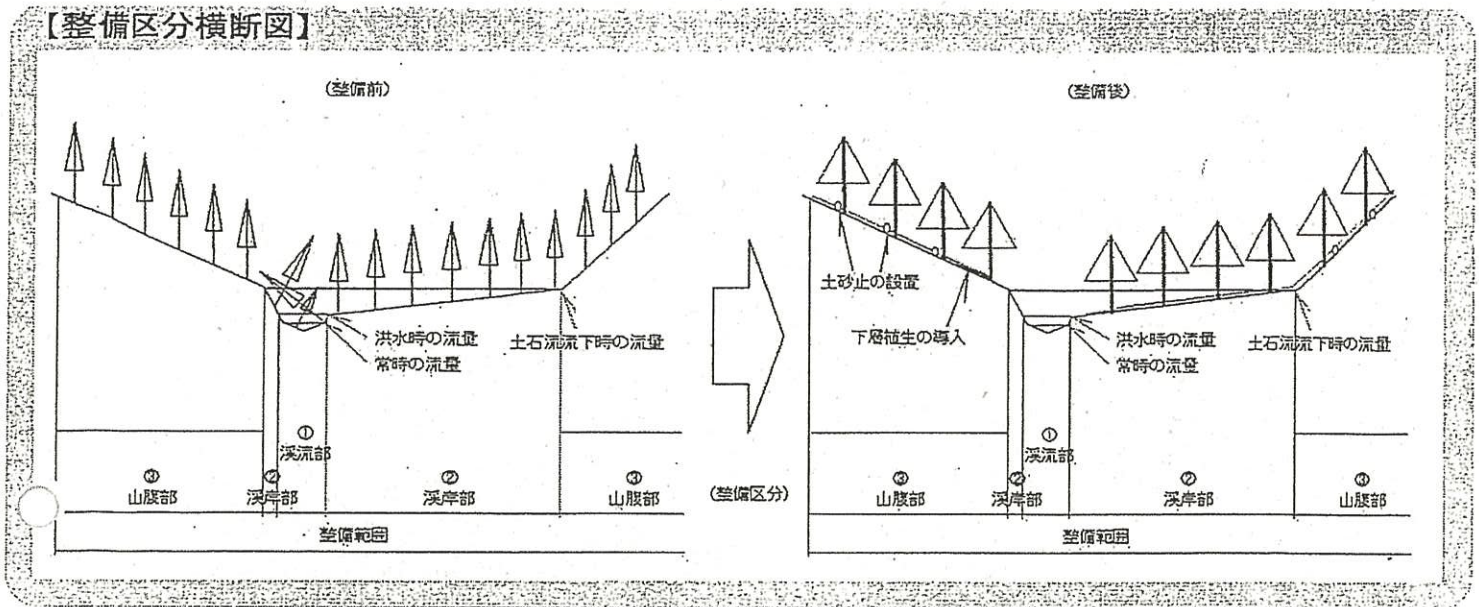


図1 「災害に強い森育成事業」の対象となる溪流沿いの森林

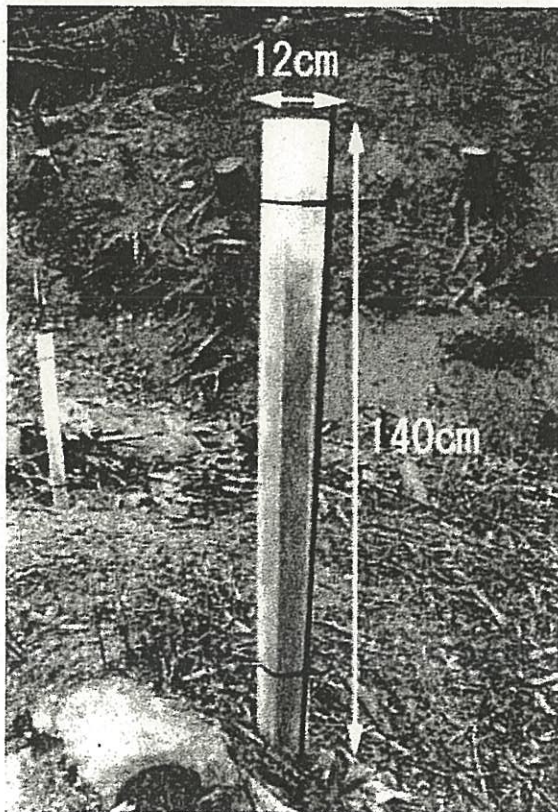


図2 ツリーシェルター例

ツリーシェルターの利点

- ・食害対策
- ・杭と筒で直立する
- ・筒で覆うため苗を乾燥から守ることが出来る
- ・つるがからみにくい
- ・積雪でも倒れにくい